## 指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、長生郡市広域市町村圏組合水道部 指定給水装置工事事業者規程第10条第3号の規定により公示する。

公示日:令和6年1月4日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の 名称及び所在地 名称 所在地		廃止年月日
348	株式会社北本組	千葉県市川市曽谷四丁目7番1号	北本 親平		千葉県市川市曽谷四丁目7番1号	令和5年12月20日